

施設類型 公園・広場等

施設分類 都市公園等

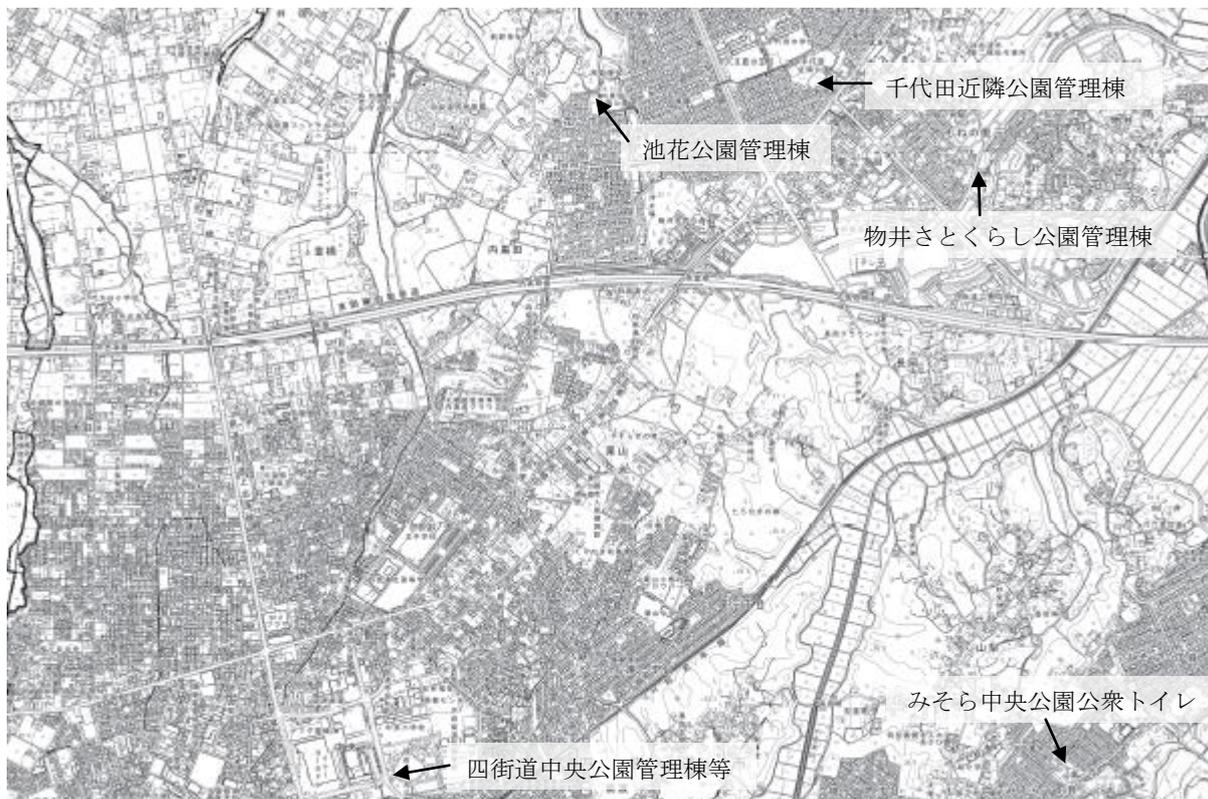
①施設概要

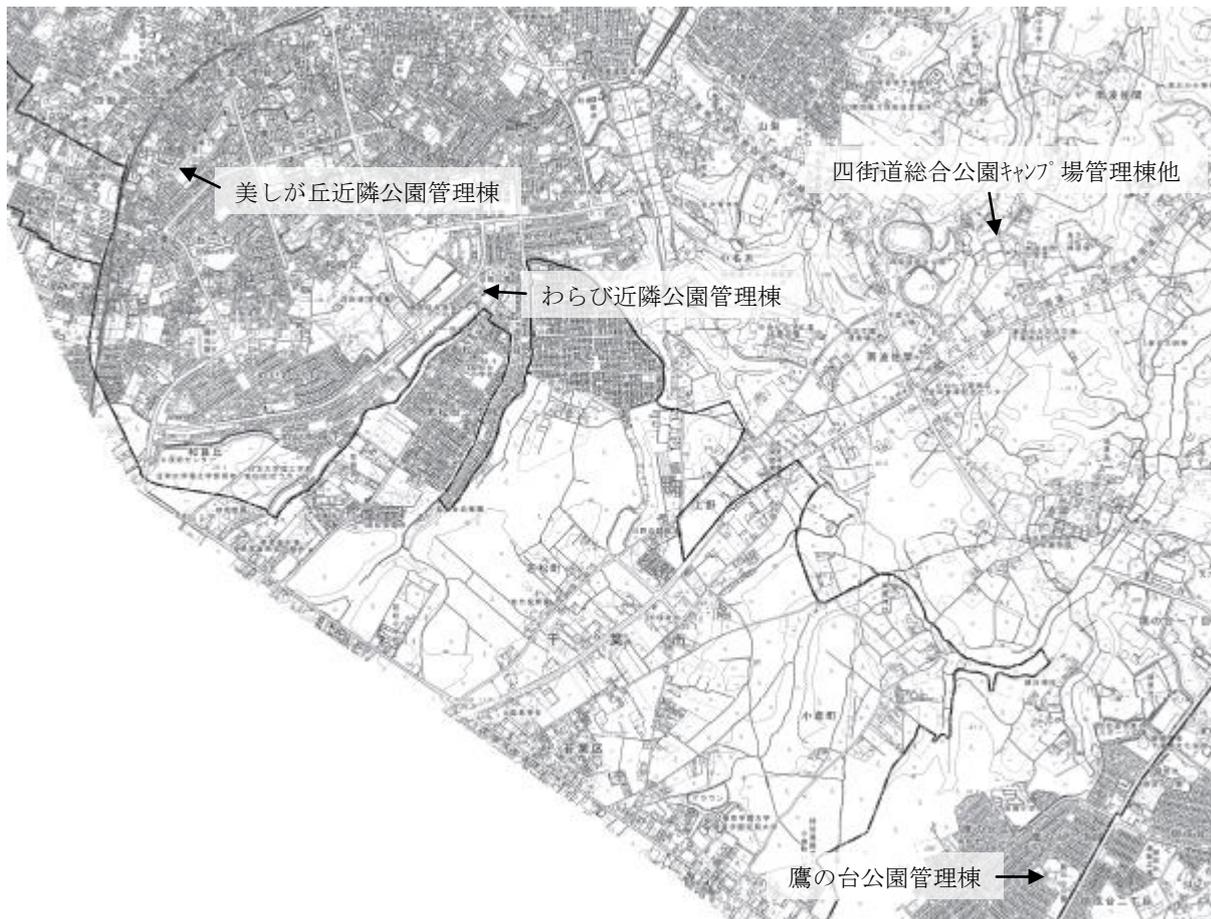
市民の憩いの空間や安心して遊べる場所、災害時の一時避難場所として、都市公園（公園 158 ヶ所、緑地 27 ヶ所）のほか、児童遊園、市民の森などを 14 ヶ所設置しています。このうち、大規模な都市公園や有料公園施設のある公園には、施設の適正な管理を行うために管理棟等を下記のとおり設置しています。

施設分類	カルテ番号	対象施設	所在地	所管
都市公園	094	四街道中央公園管理棟他	鹿渡無番地	都市計画課
	095	四街道総合公園キャンプ場管理棟他	和田 161	
	096	わらび近隣公園管理棟	めいわ 2-232	
	097	美しが丘近隣公園管理棟	美しが丘 2-1	
	098	千代田近隣公園管理棟他	千代田 5-28	
	099	池花公園管理棟	池花 2-25	
	100	鷹の台公園管理棟他	鷹の台 2-36	
	101	みそら中央公園公衆トイレ	みそら 1-37-19	
	102	物井さとくらし公園公衆トイレ	もねの里 4 丁目	

※上記都市公園のほか、公共空地として、都市公園・都市緑地（上記のほか、176 ヶ所）、児童遊園（9 ヶ所）、市民の森（2 ヶ所）、たろやまの郷、こども広場、鹿放ヶ丘ふれあい広場を設置しています。

【施設の位置図】





②現状と課題

【施設データ】平成29年度末現在

施設名	中学校地区	建設年	経過年数(年)	耐用年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)
四街道中央公園管理棟他	四街道北	S45 他	47 他	24 他	110	指定管理	指1
四街道総合公園キャンプ場管理棟他	旭	H2 他	27 他	24 他	186	指定管理	指1
わらび近隣公園管理棟	四街道	H7	22	50	99	指定管理	指1
美しが丘近隣公園管理棟	四街道	H3	26	50	72	指定管理	指1
千代田近隣公園管理棟他	千代田	S55	37	24	81	指定管理	※指2
池花公園管理棟	千代田	H4	25	50	76	指定管理	指1
鷹の台公園管理棟他	旭	H5	24	50	111	指定管理	指1
みそら中央公園公衆トイレ	旭	H7	22	50	11	指定管理	—
物井さとくらし公園公衆トイレ	千代田	H15	14	24	39	指定管理	—

※千代田近隣公園の職員は、物井さとくらし公園他の管理も兼ねています。

◎都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成・都市環境の改善・都市の防災性の向上・生物多様性の確保・豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設として、市内に185ヶ所(公園158ヶ所、緑地27ヶ所)設置し、総面積は682,150 m²、市民1人当たりの都市公園面積は約7.31 m²になります。また、市内には都市公園のほか児童遊園や市民の森など、市民が利用できる広場等を14ヶ所設置し、都市公園も含めた総面積は763,432 m²、市民1人当たりの都市公園・広場等面積は約8.18 m²になります。

都市公園の管理運営は指定管理者が行い、それ以外の広場等の管理運営は直営で、都市公園と広場等全体の管理運営費は157,596千円/年(市職員人件費を除く。)、その内、都市公園の指定管理料は156,032千円/年(都市計画課所管のスポーツ施設の管理を含む。)となっています。また、都市公園の一部や児童遊園では、草刈りや清掃等の軽微な管理を近隣の区・自治会(43団体)が行っています。

ア 四街道中央公園管理棟他

四街道中央公園内の管理運営に要する施設は、管理棟 1 棟、トイレ 5 棟があり、このうち管理棟は、木造平屋建て、延床面積は 55 m²。昭和 45 年に建設した旧耐震基準の建物で、耐震診断は未実施です。建設から 47 年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

管理棟には、水曜日（祝日の場合はその翌日）・年末年始を除く毎日、9 時から 17 時まで（野球場のナイター利用がある場合は 21 時まで。冬季は 8 時から 16 時まで）管理人 1 名が常駐し、野球場やテニスコートの利用受付や公園内の清掃等を行っています。

イ 四街道総合公園キャンプ場管理棟他

四街道総合公園内の管理運営に要する施設は、キャンプ場管理棟 1 棟、倉庫 2 棟、トイレ 1 棟、更衣室 1 棟があり、このうちキャンプ場管理棟は、木造平屋建て、延床面積は 64 m²。平成 2 年に建設した新耐震基準の建物ですが、建設から 27 年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

キャンプ場管理棟には、月曜日（祝日の場合はその翌日）・年末年始を除く毎日、9 時から 21 時まで（冬季は 8 時から 16 時まで）管理人 1 名が常駐し、テニスコートやキャンプ場の利用受付や公園内の清掃等を行っています。

ウ わらび近隣公園管理棟

わらび近隣公園内の管理運営に要する施設は、管理棟 1 棟（トイレと一体）で、鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積は 99 m²。平成 7 年に建設した新耐震基準の建物ですが、建設から 22 年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

管理棟には、火曜日（祝日の場合はその翌日）・年末年始を除く毎日、9 時から 17 時まで（冬季は 8 時から 16 時まで）管理人 1 名が常駐し、テニスコートの利用受付や公園内の清掃等を行っています。

エ 美しが丘近隣公園管理棟

美しが丘近隣公園内の管理運営に要する施設は、管理棟 1 棟（トイレと一体）で、鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積は 72 m²。平成 3 年に建設した新耐震基準の建物ですが、建設から 26 年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

管理棟には、火曜日（祝日の場合はその翌日）・年末年始を除く毎日、9 時から 17 時まで（冬季は 8 時から 16 時まで）管理人 1 名が常駐し、テニスコートの利用受付や公園内の清掃等を行っています。

オ 千代田近隣公園管理棟他

千代田近隣公園内の管理運営に要する施設は、管理棟 1 棟、トイレ 3 棟があり、このうち管理棟は、木造平屋建て、延床面積は 65 m²。昭和 55 年に建設した旧耐震基準の建物で、耐震診断は未実施です。建設から 37 年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

管理棟には、火曜日（祝日の場合はその翌日）・年末年始を除く毎日、9 時から 17 時まで（冬季は 8 時から 16 時まで）、管理人 2 名が常駐し、テニスコートの利用受付や公園内の清掃等のほか、近隣の物井さとくらし公園と千代田調整池の管理も行っています。

カ 池花公園管理棟

池花公園内の管理運営に要する施設は、管理棟 1 棟（トイレと一体）で、鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積は 76 m²。平成 4 年に建設した新耐震基準の建物ですが、建設から 25 年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

管理棟には、水曜日（祝日の場合はその翌日）・年末年始を除く毎日、9 時から 17 時まで（冬季は 8 時から 16

時まで) 管理人 1 名が常駐し、公園内の清掃等を行っています。

キ 鷹の台公園管理棟他

鷹の台公園内の管理運営に要する施設は、管理棟 1 棟とトイレ 1 棟があり、このうち管理棟は鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積は 80 m²。平成 5 年に建設した新耐震基準の建物ですが、建設から 24 年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

管理棟には、火曜日(祝日の場合はその翌日)・年末年始を除く毎日、9 時から 17 時まで(冬季は 8 時から 16 時まで) 管理人 1 名が常駐し、テニスコートの利用受付や公園内の清掃等を行っています。

ク みそら中央公園公衆トイレ

みそら中央公園内の管理運営に要する施設は、トイレ 1 棟で、鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積は 11 m²。平成 5 年に建設された(開発行為により寄付を受けた。)新耐震基準の建物で、建設から 24 年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

365 日 24 時間利用可能な施設で、管理運営は地元自治会と協定書を締結し、日常管理は地元自治会が行っています。

ケ 物井さとくらし公園公衆トイレ

物井さとくらし公園内の管理運営に要する施設は、トイレ 1 棟で、木造平屋建て、延床面積は 39 m²。平成 15 年に建設した新耐震基準の建物で、建設から 14 年が経過しています。

日中のみ利用でき、夜間(17 時~9 時)は施錠しています。管理人の常駐はなく、清掃等の日常管理は、隣接地区にある千代田近隣公園の管理人が兼務しています。

コ その他

a. 都市公園・都市緑地

都市公園・都市緑地は、都市公園法に規定された施設で市民の休養・運動や公共の福祉の増進に資することを目的に、上記ア~ケのほか 176 ヶ所設置し、管理運営は指定管理者が行っています。(所管：都市計画課)

b. 児童遊園

児童遊園は、児童福祉法に規定されている児童厚生施設の一つで、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設で、市内に 9 ヶ所設置し、管理運営は直営で行っています。(所管：子育て支援課)

c. 市民の森

市民の森は、自然環境の保全や市民の憩いの場として、樹林地の所有者のご厚意により土地を借り上げて設置しているもので、市内に 2 ヶ所(栗山 218-1 他、物井 1782) 設置し、管理運営は直営で行っています。(所管：都市計画課)

d. たろやまの郷

たろやまの郷(栗山 85) は、栗山みどりの保全事業として、地権者や市民の協力をいただきながら、市民生活に潤いをもたらす里山の保全・自然景観の保持・自然と触れ合う憩いの場の創出などのために設置し、管理運営は栗山みどりの保全事業実行委員会と市の協働により行っています。(所管：都市計画課)

e. こども広場

こども広場(さちが丘 670-20) は、都市公園の設置がない、さちが丘 1 丁目地区の子ども達の遊び場や地域のコミュニティ活動の場として設置し、管理運営は直営で行っています。(所管：管財課)

f. 鹿放ヶ丘ふれあい広場

鹿放ヶ丘ふれあい広場（鹿放ヶ丘 284）は、都市公園の設置がない、鹿放ヶ丘地区の子ども達の遊び場や地域のコミュニティ活動の場として設置し、管理運営は直営で行っています。（所管：自治振興課）

③施設評価と対応方針

「施設の安全性、必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」について以下のように分析しました。

【分析】

対象施設	施設の安全性、必要性	施設の有効性	管理運営の効率性	
四街道中央公園 管理棟他	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準の建物（公園管理棟）であり、耐震診断も未実施で、老朽化も進んでいます。 ・公園内の清掃・施設点検・有料公園施設の受付業務等を行うため、今後も継続していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来園者に安全で快適に利用いただくための清掃や受付業務の拠点として有効に機能しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度を導入し、効率化を図っていますが、施設の運営や維持管理業務が中心となっています。 ・一部の公園において、清掃等を区・自治会と協働で行っています。 ・公園への管理人の配置のあり方について検討が必要です。 ・物井さとくらし公園の清掃等は隣接地区にある千代田近隣公園の管理人が兼務し、効率的に管理を行っています。 	
千代田近隣公園 管理棟他				
四街道総合公園 キャンプ場管理棟他	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震基準を満たしていますが、老朽化が進んでいます。 ・公園内の清掃・施設点検・有料公園施設の受付業務等を行うため、今後も継続していく必要があります。 			
わらび近隣公園 管理棟				
美しが丘近隣公園 管理棟				
鷹の台公園 管理棟他				
池花公園 管理棟	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震基準を満たしていますが、一部の施設で老朽化が進んでいます。 ・池花公園は、管理人による公園内の清掃・施設点検等のために管理棟を設置していますが、有料公園施設がないため、受付業務はありません。 ・他の街区公園（小規模公園）に同規模の公衆トイレは設置していません。 			<ul style="list-style-type: none"> ・トイレトペーパーや掃除用具等の補充は指定管理者が行っていますが、清掃等の日常管理については、地元自治会が行っており効率的に管理しています。
物井さとくらし公園 公衆トイレ				
みそら中央公園 公衆トイレ				

上記分析を踏まえて、当該施設については、以下のように評価し、対応します。

【評価結果】

対象施設	方向性		説明		
	機能	施設			
四街道中央公園管理棟他 千代田近隣公園管理棟他 四街道総合公園キャンプ場管理棟他 わらび近隣公園管理棟 美しが丘近隣公園管理棟 鷹の台公園管理棟他	継続	継続	【機能】 ・公園利用者の利便性や安全で快適な施設を維持するため、今後も継続していく必要があります。 【施設】 ・四街道中央公園管理棟、千代田近隣公園管理棟は老朽化や耐震上の課題解決に向けた検討が必要です。また、その他の施設は、予防保全を含め、施設の計画的な改修などを行い、長寿命化を図る必要があります。 【管理運営】 ・管理運営の更なる効率化を図るため、現在の管理運営手法を検証し、効果的で効率的な管理運営手法についての検討が必要です。		
池花公園管理棟 物井さとくらし公園公衆トイレ みそら中央公園公衆トイレ			検討	検討	【機能】 ・有料公園施設を設置していない公園の管理棟の必要性や街区公園のトイレの必要性について検討が必要です。 【施設】 ・継続する施設は、予防保全を含め、施設の計画的な改修などを行い、長寿命化を図る必要があります。 【管理運営】 ・物井さとくらし公園の管理手法（管理人常駐なし。他公園との兼務）やみそら中央公園での地元自治会との協働による管理運営は他の運営手法に比して効率的です。

【対応方針】

- 四街道中央公園管理棟及び千代田近隣公園管理棟は耐震上の課題があることや老朽化が進んでいることから、改築・改修の検討を行い、また、その他の継続する施設は、予防保全を含め、施設の計画的な改修などを行い、長寿命化を図ります。
- 市民協働の観点から、区・自治会等との協働による管理運営の仕組みづくりを進めます。また、都市公園・広場等施設の管理運営の更なる効率化を図るため、多岐の部署に分かれている所管の集約について検討します。
- 有料公園施設のない公園における管理棟の必要性や小規模な公園におけるトイレの必要性を検証しつつ、全ての都市公園・広場等を対象とした、それらの設置基準づくりを進めます。

④展開スケジュール

課題事項	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)
施設の長寿命化			●	→	●							→
管理棟の改修・改築の検討			●	→	●							→
管理運営についての検討			●	→	●							→
(検討事項) ①管理運営手法の検討、②管理人の配置、③所管の集約												
管理棟及びトイレのあり方の検討及び施設の長寿命化			●	→	●							→
			●	→	●	→	●					→